

第50回沖縄地方交通審議会船員部会 議事録

日 時 平成24年11月22日（木）14時00分

場 所 沖縄総合事務局 1F 「共用会議室」

出席者

公益委員	宮里部会長、儀部委員、春田委員
労働者委員	漢那委員、梅田委員、江川委員
使用者委員	伊禮委員
事務局	船舶船員課（伊良波、宮良、西、金城）

議事次第

○開会

○議題

1. 第49回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. ILO 海上労働条約の批准に伴う「船員法の一部を改正する法律」について
4. 意見交換

○閉会

議事概要

事務局（金城）

それでは、定刻でございますので、会議を始めさせて頂きます。

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員1名、が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしております、有効に成立していることをご報告いたします。

事務局（金城）

それでは、配付資料の確認をさせて頂きます。

(配付資料の確認)

よろしいでしょうか。

それでは、宮里部会長、宜しくお願ひいたします。

宮里部会長

それでは、はじめに第49回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。

お手元に配付されております議事録をご確認ください。

第49回船員部会議事録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

宮里部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題2の「管内の雇用状況等」について、事務局にご説明をお願いします。

宮良補佐

それでは、平成24年10月分の管内雇用等状況の概要について報告いたします。

1頁の「船員職業紹介実績等一覧表」をご覧下さい。

●求人状況について

新規求人数は4名でした。

前月2名でしたので、2名の増加です。

また、前年同月は3名でしたので、1名の増加です。

月間有効求人数は6名（商船等5名・漁船1名）でした。

前月も6名でしたので、同数です。

また、前年同月は8名でしたので、2名の減少です。

月末未済求人数も6名でした。

●求職状況について

新規求職数は17名（商船等13名・漁船4名）でした。

前月は6名でしたので、11名の増加です。

前年同月は8名でしたので、9名の増加です。

月間有効求職数は30名（商船等26名・漁船4名）でした。

前月は24名でしたので、6名の増加、前年同月は23名でしたので、7名の増加となっています。

月末未済求職数は20名でした。

●成立状況について

10月の当局成立について説明します。

10月は、4名の方の採用が決まりましたが、すべて管外でした。

4件の成立状況としましては、2名の40代男性のうち1名が機関士として貨物船に、もう1名が二航士として曳船に、そして50代男性が司厨長としてRORO船、60代男性が二航士としてアスファルト船に、それぞれ採用されました。

●求人倍率について

10月の月間有効求人倍率は、0.20倍でした。

前月は0.25倍でしたので、0.05ポイント減少、前年同月は0.35倍でしたので、0.15ポイントの減少となっています。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

10月の新規求職者17名の内訳につきましてご説明します。

まず、離職者の退職理由としましては、船舶所有者都合が3名、雇用期間満了が1名、自己都合が7名となっています。

また、現在、海上勤務中で、転職希望の方が4名、陸上勤務中で海上勤務に転職希望の方が2名います。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が12名、管外が5名となっています。

●失業等給付支給内訳について

基本手当の初回受給者は1名でした。

受給者実人員は6名、支給延べ件数も6件で、基本手当支給金額は856,495円でした。なお、10月の再就職手当等はありませんでした。

以上でございます。

宮里部会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

ほかに質問等がないようですので、続きまして議題3.『ILO海上労働条約の批准に伴う「船員法の一部を改正する法律」について』のご説明を事務局からお願いします。

伊良波課長

(ILO海上労働条約の批准に伴う「船員法の一部を改正する法律」についての説明)

宮里部会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

梅田委員

休息時間の取り扱いについてですが、勉強会の時に平水区域については適用除外ということを聞いたことがあるんですが、今回の法改正については、航行区域の区別なく適用されるという理解でよろしいですか。

伊良波課長

資料の中でも特に適用区域が記載されていないので、調べて次回回答ということでよろしいですか。

梅田委員

はい。よろしくお願ひします。

宮里部会長

他に何か質問はありますか。

江川委員

休息時間についてですが、以前の船員法改正の時に3分割に分けての休息については、1日の労働時間の限度が14時間であるという考え方の中で、休息時間10時間を6時間・4時間の2分割で与えていて、そのほかにプラスアルファの休息を与え、3分割とした場合違法でないという事例があったのですが、今回の改正では、当該事例については、労使協定の届出が必要でしょうか。

伊良波課長

この質問についても調べて次回回答させていただいてよろしいですか。

江川委員

はい。よろしくお願ひします。

宮里部会長

他に質問等ありませんか。

江川委員

もう一点質問させていただきます。資料にあります、雇用契約書というのは現在行っている雇入れ・雇止め、いわゆる乗下船の都度に契約を結ぶということですか。資料を見ている限りここでいう雇用契約書は会社に採用された際に労使間で結ぶ契約のことではないよう受け取れます。

漢那委員

これからは雇入れの手続きの際には、この雇用契約書の提出も必要になってくるのですか。

西係長

雇用契約書の提示も必要になります。

江川委員

乗船期間中についての雇用契約書ということになるのですか。例えば内航船に3ヶ月間乗船するといったときの3ヶ月間の雇入れ期間中の契約ということですね。

伊良波課長

会社は同じでも船が違えば雇用条件も変わってくることが考えられるため雇入れの都度、雇用契約が必要になると考えられますが、この質問についても調べて回答させていただきます。

宮里部会長

事務局は、次回回答をよろしくお願ひします。それでは議題4. の意見交換に移ります何かざいますでしょうか。なければ事務局から連絡事項がありますのでお願ひします。

事務局（金城）

現在、委員手当の支給の際に所得税として税率3%が控除されているところですが「復興財源確保法」が平成25年1月1日から施行されることに伴いまして、復興特別所得税が加わり税率が3.063%となります。

委員手当が16,300円であり、12月までは489円の税額が控除されますが、来年の1月からは、499円の税額が控除されます。

配布資料の最後に国税庁HPに掲載されています。「復興特別所得税の源泉徴収のあらまし」をつけていますのでご参考にされてください。

次に次回の船員部会は12月21日（金）

場所が5F海技試験室で14:00～開催いたします。

最後に労働者委員の漢那委員が、12月付けで全日本海員組合九州関門地方支部へ異動されますので、お知らせします。漢那委員一言挨拶をよろしくお願ひします。

（漢那委員挨拶）

宮里部会長

漢那委員、本当にご苦労さまでした。

それでは本日の部会はこれで終了します。

（配付資料）

1. 第49回船員部会の議事録（案）
2. 管内職業紹介実績等一覧表（平成24年10月分）
3. ILO海上労働条約の批准に伴う「船員法の一部を改正する法律」説明資料